

千葉県技能士会連合会会費規程

昭和 47 年 9 月 2 日
一部改正 昭和 52 年 6 月 24 日
一部改正 昭和 56 年 6 月 26 日
一部改正 平成 10 年 7 月 9 日
一部改正 平成 23 年 6 月 14 日
一部改正 令和 4 年 6 月 29 日
(施行日 令和 5 年 4 月 1 日)

(規定の制定)

第 1 条 この規定は、千葉県技能士会連合会規約第 9 条の規定に基づく本会会員の
納入する会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 支部会員会費(団体・事業所支部所属の正・準会員) 年額 900 円
- 2 個人会員会費(中央支部所属の正会員) 年額 1,800 円
- 3 賛助会員会費 年額 一口 10,000 円
- 4 1号・2号及び3号の規程に関わらず、本会役員(理事以上)の会費は年額
1,300 円とする。
- 5 年度の途中において会員となった者の会費は、加入した月により上半期・下
半期の算定した額とする。

(納付期日および納付方法)

第 3 条 会費は原則として全額一時払いし、個人会員及び支部会員の会費納付期日
は、毎年 12 月 20 日までとする。

(指定金融機関)

第 4 条 会費は原則として会長が指定する金融機関の本会の口座振込または郵便
振替で払い込むものとする。

(会費の不返還)

第 5 条 会員が年度の中途において本会を退会したときは、既に納入した会費は返
還しない。